

2019年10月21日

福岡市議会議長 阿部真之助 様

### 議会基本条例制定に関する要望書

福岡市議会改革市民検証委員会  
共同代表 石村栄一郎  
井上 恭子  
鐘ヶ江 進

議会改革について、7会派中5会派が議長宛に申し入れ書を提出し、幅広い視点から問題提起や提案がなされていることを、私たち市民としても歓迎しています。前期の議会改革調査特別委員会では、議会基本条例の制定に向けて二人の学識者による参考人招致も行なわれ、議会も市民も議会改革に向けた機運が高まってきたと受け止めております。今期の特別委員会については、現在、特別委員会へ付託する調査事項を調整中で、設置は12月議会にずれ込むと聴き及んでいますが、必要な作業に時間を要するのは致し方なく、私たち市民としても議員の皆さまの協議を見守ると同時に、特に阿部議長のリーダーシップを期待しているところです。

さて本日は、特別委員会の調査事項になると思われる議会基本条例の中身について、以下の二点について意見を述べさせていただきます。議会という存在は、対行政（首長）と対市民の両面から成り立っている存在ですから、その両面に関して一点ずつ要望・提案いたします。

**対行政（首長）面**では、各常任・特別委員会への市長の出席についてです。

私たちは8月9日から約1ヶ月間にわたって、他の19政令市についてアンケート調査を行ないました。相手方の議会事務局の職員に調べていただいた限りにおいて分かったことは、「議長からの出席要請を断ったケースはない」、「どの議会の委員会条例も、福岡市議会と同様、“出席を求めようとするときは、議長を経てしなければならない”のような条文しか存在しない」ということでした。その上で、常任委員会に市長が出席するのが「よくある」「ときどきある」と回答した議会が9市、特に堺市は2009年から申し合わせのもと定例的に市長が出席しているということも分かりました。

福岡市議会では前期、空港出資議案をめぐる、高島市長が常任委員会への出席を拒否したことが大きな問題となりました。現在の福岡市委員会条例の条文では拘束力がないことが明らかであり、条例改正もしくは議会基本条例をもって「**議長が要請した場合は、市長は各常任・特別委員会に必ず出席しなければならない**」と、市長を強く牽制する必要があると考えます。議長が出席を要請した場合には委員会にも出席して議論していただくのは、私たち市民の利益に合致します。二元代表制をしっかりと機能させていくためにも、議会基本条例の制定が必要だと考えます。

**対市民面**では、よく他都市で「議会報告会」が行なわれていますが、報告だけだと議員側からも市民側からも不満や問題点が指摘されており、私たちはさらに一步踏み込んで、「**市民との対話集会を実施する**」という内容を加えていただくよう要望します。選挙で選ばれた議員としても、常時市民の意見を聴き取るというのは困難です。私たちは、議会全体として、一部の支持者からの意見だけでなく市民全体の意見として聴き取るということが非常に重要だと考えています。

私たちは議会基本条例の内容について、下記の二点についても検討していただくことを要望します。

1. 市長は、議長が要請した場合には各常任・特別委員会にも出席し、議論を深める責務を負うものとする。
2. 市議会は、適切な回数・規模・地域設定を行って、全市民を対象とする市民と議会との対話集会を実施して、出された意見を市政に生かすように努めなければならない。